

I P M実践指標別添：水稲のI P M実践指標モデル

| 管理項目（注1） | 管理ポイント（注2） | 点数 （注3） | チェック欄(注4) | | |
|-------------|--|------------|-----------|----------|----------|
| | | | 昨年度の実施状況 | 今年度の実施目標 | 今年度の実施状況 |
| 水田及びその周辺の管理 | 農薬の効果向上と水質汚濁防止のため、畦畔の整備、畦塗りなどにより、漏水を防止する。（必） | 1 | | | |
| | 畦畔・農道・休耕田の除草等を行い、越冬害虫を駆除することにより、次年度の発生密度を低下させる。（注5） | 1 | | | |
| | 不耕起栽培を除き、翌年のオモダカ、クログワイ等の多年生雑草の発生を抑制するために稲刈り後早期に耕耘する。 | 1 | | | |
| | 土壌診断を受け、必要な場合にはケイ酸質肥料を施用する。 | 1 | | | |
| 適正な品種の選定 | いもち病等の病害の常発地では抵抗性の強い品種を、また、倒伏常習地では耐倒伏性が高い品種を選定する。（注6） | 1 | | | |
| 健全種子の選別（必） | 種子の更新を図るか、または、塩水選を行い、病原菌に侵されていない健全な籾を選種する。 | 1 | | | |
| 健全苗の育成（必） | 品種の特性に応じて、適正な播種量、育苗施肥量等を守りつつ健全育成に努め、病気が発生した苗は早く処分する。また、苗いもちが発生した場合には、直ちに薬剤を散布する。（注7） | 1 | | | |
| 種子消毒（必） | 農薬による種子消毒あるいは温湯消毒を実施する。（注8） なお、農薬を使用する場合には、次のいずれかの方法による。 廃液が出にくい方法(注9) 適切な廃液処理法(注10) | 1 | | | |
| 育苗箱施薬 | 次の点を考慮して育苗箱施薬が必要と判断された場合には、過剰防除にならないよう対象病害虫のみに対して実施する。（注11） 当該地域での例年の病害虫の発生状況 病害虫防除所の病害虫情報（越冬量等） | 1 | | | |
| 代かき作業 | 代かきは丁寧にし、田面をできるだけ均平にする。（注12） | 1 | | | |
| 移植作業 | 健全な苗を選抜し、品種に応じた栽植密度、本数を移植する。 | 1 | | | |

| | | | | | |
|-------------------------|---|---|--|--|--|
| 雑草対策 | 前年の雑草の発生状況に応じて、過剰防除にならないように、適切な除草剤を選定する。 | 1 | | | |
| | 紙マルチ移植や機械除草等の除草剤を使用しない雑草管理対策を実施する。(注13) | 1 | | | |
| | 水田初期除草剤を、移植前又は移植時に使用する場合には、環境への影響に十分配慮して処理する。 | 1 | | | |
| 病虫害発生予察情報 の確認 (必) | 病虫害防除所が発表する発生予察情報を入手し、確認する。 (注14) | 1 | | | |
| 防除の要否の判断 | 都道府県が推奨する要防除水準を利用する。なお、防除が必要と判断された場合には、防除を実施する。 (注15) | 1 | | | |
| いもち病対策 (注16) | 葉いもちの伝染源をなくすために水田内の置き苗は、移植後の補植が終了し、必要がなくなったら早急に除去、処分する。 | 1 | | | |
| | 都道府県が推奨する基肥量を遵守し、窒素質肥料の多施用はしない。追肥については、葉色や警報・注意報の内容を確認して、都道府県が推奨する量を超えない範囲で施用する。 (注17) | 1 | | | |
| 斑点米カメムシ対策 (注18) | 水田周辺での発生及び本田への飛込みを減らす上で有効な場合には、適切な時期に畦畔及び水田周辺の雑草地の除草を行う。 | 1 | | | |
| 土着天敵の確認 | 化学農薬を本田で使用する場合には、その使用前後で最低1回はクモ等の当該地域に通常生息している天敵類の発生状況を確認する。 | 1 | | | |
| 農薬の使用全般 (必) | 十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法を検討した上で使用量・散布方法を決定する。(注19) | 1 | | | |
| | 当該病虫害・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、飛散しにくい剤型を選択する。(注20) | 1 | | | |
| | 農薬散布を実施する場合には、適切な飛散防止措置を講じた上で使用する。(注21) | 1 | | | |
| | 農薬を使用する場合には、特定の成分のみを繰り返し使用しない。さらに、当該地域で強い薬剤抵抗性の発達が確認されている農薬は当該地域では使用しない。(注22) | 1 | | | |

| | | | | | |
|-------------|---|-----------------|--|--|--|
| | 止水期間の定められている農薬を使用する場合には、農薬毎に定められている止水期間中、落水・かけ流しは行わないこととし、適切な水深管理及びけい畔管理を行う。 | 1 | | | |
| 作業日誌 (必) | 各農作業の実施日、病害虫・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等のI P Mに係る栽培管理状況を作業日誌として別途記録する。 | 1 | | | |
| 研修会等への参加 | 都道府県や農業協同組合が開催するI P M研修会等に参加する。 | 1 | | | |
| | | 合計 点数 | | | |
| | | 対象 I P M計 | | | |
| | | 評価 結果 | | | |

注1：管理項目は、実践指標で標準的と考えられるものを指針として取りまとめており、各都道府県での推奨技術に応じて、加除することは可能であるが、(必)と記述している管理項目については、必ず管理項目として設定する必要がある。

注2：管理ポイントの記述は、指針として取りまとめたものであり、各都道府県が実践指標を策定する場合には、各都道府県の実情を踏まえて、農家段階で「YES」または「No」が明確にチェックできるように具体的な記述とされるよう留意されたい。

また、地域段階での取組を評価することが望ましい管理ポイントについては、地域での取組が一定割合を超えるような場合には、点数を2点とするような評価を行っても差し支えない。

注3：点数については、基本的に一管理ポイントにつき1点とすることが望ましいと考えるが、各都道府県において、特に普及・推進すべき管理ポイントがあれば、点数を2点とするような評価を行っても差し支えない。

注4：チェック欄では、未実施の場合は0、農薬未使用等当該管理ポイントが当該農家にとってチェックの対象外であった場合は「-」と記す。

注5：都道府県が推奨する被覆作物がある場合には、管理ポイントとして設定して差し支えない。

注6：いもち病や稲縞葉枯病等について都道府県が推奨する適正な品種がある場合には、管理ポイントとしても差し支えない。

注7：実践指標においては、品種に応じた適正な播種量を明確に記述する必要がある。

注8：温湯消毒のように都道府県が推奨する化学農薬を使用しない種子消毒法がある場合には、温度・処理時間等の処理条件を明記して管理ポイントとしても差し支えない。

注9：「廃液が出にくい方法」としては、農薬の粉衣等の措置を想定しているが、実践指標で定める場合には、それ以外の手法を明記して管理ポイントとしても差し支えない。

注10：「適切な廃液処理法」としては、廃液を必ず活性炭等により処理することを想定しているが、実践指標で定める場合には、それ以外の手法を明記して管理ポイントとしても差し支えない。

注11：発生するおそれのない病害虫を対象とする農薬の有効成分を含む混合剤等を使用した場合には、無駄な農

薬の使用に該当することから、点数を「0」にするという趣旨である。

注12:代かきを丁寧にし、漏水を抑えることにより農薬の効果を安定させる効果がある。また、田面を均平にすることにより、除草剤の効果を安定させ薬害を減らすことができる。

注13:除草剤を使用しない雑草管理対策として 土壌表面を遮光し、雑草の発生・生長を抑える資材(紙マルチ、活性炭、墨等)を使用する効果 機械除草等を想定しているが、このような技術を経済性を考慮しつつ都道府県で推奨している場合には、その手法を明記して管理ポイントとしても差し支えない。

注14:現在、農家に提供している発生予察情報の利用を管理ポイントとし、利用したことが後でチェックできるように当該情報をファイルする等した場合に点数を付けることができる。

注15:都道府県が、防除が必要か否か判断するための調査方法や要防除水準を定めており、当該調査により、農家段階で防除が必要か否か判断が可能な病害虫がある場合には、当該病害虫を新たに管理ポイントととして追加することが望ましい。この場合、都道府県が推奨する防除方法も含めた管理ポイントとすることが望ましい。

注16:いもち病対策を必ず管理項目とする必要はないが、各都道府県で最も重要な病害を管理項目として設定する。

注17:都道府県が指導する基準がある場合には、管理ポイントとしても差し支えない。

注18:斑点米カメムシ対策を必ず管理項目とする必要はないが、各都道府県で最も重要な虫害を管理項目として設定する。

注19:推奨できる局所的散布方法としてはカメムシ類の防除における額縁散布や病害虫の発生状況に応じた農薬のスポット散布が、全面散布方法としては液剤の少量散布等が考えられる。また、慣行的な全面散布の場合も、病害虫の発生状況に応じ散布量を節減するように努めることを管理ポイントとし、慣行的な全面散布を実施した場合には、その理由(局所施用を検討したが、病の発生が広く確認されたことから全面散布とせざるを得なかった等)を作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておく必要がある。

注20:粒剤、投げ込み剤等飛散しにくい製剤を優先して選択することを管理ポイントとし、粉剤や液剤を使用せざるを得なかった場合には、その理由(粒剤の施用を検討したが、病の発生を緊急に抑える必要があったことから、液剤以外に適切な農薬がなかった等)を作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておく必要がある。

注21:散布方法別の適切な飛散(ドリフト)防止措置については、以下のとおりとすることが適切と考えており、対象農薬の散布時にどのような飛散防止措置を講じたかを作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておく必要がある。また、必要に応じて、農薬散布時の風速を確認する。

液剤の本田散布(地上防除):液剤少量散布又はドリフト抑制ノズルを使用した散布を行うこと。

粉剤の本田散布:粉剤以外に適切な農薬がある場合は粉剤の使用は控え、仮に使用する場合でもDL粉剤を使用すること。

有人ヘリコプターでの防除:地上1.5mにおける風速が3m/秒を超えるときは、粉剤散布、微粒剤散布、微量散布及び液剤少量散布を行わないこと。地上1.5mにおける風速が5m/秒を超えるときは、液剤散布及び粒剤散布を行わないこと。さらに、散布区域の周縁部から農薬を散布するとともに、周縁部での散布を片側散布とするか又はドリフト軽減剤の添加、DG(ドリフトガード)ノズルを使用すること。

無人ヘリコプターでの防除:地上1.5mにおける風速が3m/秒を超える時には散布しないこと。

なお、緩衝地帯の設定、遮蔽シート・ネットなど都道府県が推奨する防止措置がある場合には、管理ポイントとして設定して差し支えない。

注22:各都道府県の病害虫防除所等で把握している薬剤抵抗性の発達状況から、その農薬の使用を抑えることが望ましい場合は、当該農薬の種類を実践指標で明示すること。